

議案第76号

スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例

スポーツプラザ梅若条例（平成11年墨田区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第15条第3号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

第19条第3項第2号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表 1 貸切りの場合の利用料金の部体育館の項中「4,400円」を「4,840円」に、「5,300円」を「5,830円」に、「8,000円」を「8,800円」に、「15,700円」を「17,270円」に、「6,300円」を「6,930円」に、「9,500円」を「10,450円」に、「21,000円」を「23,100円」に改め、同部会議室の項中「1,700円」を「1,870円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「5,700円」を「6,270円」に改め、同部付記に次のように加える。

3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額（付記1の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

別表 2 貸切りでない場合の利用料金の部体育館の項中「160円」を「170円」に改め、同部トレーニング室の項中「220円」を「240円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、

なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の上限額を改定するとともに、新たに区民外料金を設ける必要がある。